

# 鑄造品及び鍛造品の製造に係る承認に関する事項

## 改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領  
(日本籍船舶用)

## 改正事項

鑄造品及び鍛造品の製造に係る承認に関する事項

## 改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領第1編 3.2.2-2.において、承認試験の実施を必要としない鑄造品又は鍛造品のみを製造する場合には、主要製品の製造実績に関する資料を提出することが要求されている。しかし、新規に当該製品を製造する場合には、製造実績がないため、製造実績に関する資料の提出の代わりに承認試験の実施を要求しているのが現状である。

また、製造法の承認の更新時の規定が他の材料の更新時の規定と整合がとれていない。

今般、現状の取扱いを明確化し、また、更新時の規定を他の材料の規定と整合すべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 承認試験の実施を必要としない鑄造品又は鍛造品のみを製造する製造所であって、製造実績のない当該製品の製造法の承認申込があった場合には、承認試験の実施が要求される旨を明記した。
- (2) 製造法の承認の更新時に本会が必要と認めた場合には、承認試験の実施が要求される旨を明記した。